

役員等の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人ろく舎 報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ろく舎（以下「法人」という。）の定款9条及び第23条の規定、並びに評議員選任・解任規程第14条に基づき、評議員及び役員、並びに評議員選任・解任委員のうちの外部委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評 議 員 定款第5条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (2) 外 部 委 員 定款第6条第2項の規定に基づき置かれる外部委員をいう。
- (3) 役 員 定款第16条第1項の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (4) 常 務 役 員 理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員 役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (6) 報 酬 社会福祉法第45条の35で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費 用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の実費の経費とし、報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したとき、並びに外部委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償、賞与を支払うことができる。

- 2 専務理事、常務理事が、理事会以外の日において理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償、賞与を支払うことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、理事が理事会以外の日において理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁

償を支払うことができる。

4 評議員が、評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

5 交通費の実費が、費用弁償額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が、法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 交通費の実費が、費用弁償額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬を支給することができる。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(適用除外)

第8条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年5月9日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	費用弁償額
理事会出席報酬等	10,000円	5,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	5,000円
評議員選任・解任委員会出席等(外部委員)	10,000円	5,000円

別表2 (第4条及び第5条関係)

理事及び評議員業務報酬等	10,000円	5,000円
監事監査指導報酬等	15,000円	5,000円

別表3 (第6条関係)

名 称	報酬1日
報酬及び旅費	20,000円